

規制の事前評価書

法令案の名称：廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令案

規制の名称：非常災害により生じた廃棄物の処理に係る委託基準の緩和

規制の区分：☐新設 ☐拡充 ☒緩和 ☐廃止

担当部局：環境省環境再生・資源循環局総務課制度企画室

評価実施時期：令和8年7月

1 規制の必要性・有効性

【緩和】

<政令案の要旨>

- これまで禁止していた一般廃棄物の他人への再々委託について、非常災害廃棄物の処理の委託を受けた場合に限り、基準を設けた上で可能とする。なお、定める基準については、現行施行令で定められる非常災害廃棄物処理の再委託基準と同様の基準を定めるものとする。

<規制を緩和・廃止する背景、発生している課題とその原因>

- 一般廃棄物（非常災害廃棄物を含む。）の処理は、市町村のみが一般廃棄物処理業の許可を持たない者に委託可能である一方で、現行法では一般廃棄物処理業者による一般廃棄物処理の再委託は禁止しているところ、非常災害時においてのみ受託者から他人への再委託を可能としている。
- これは、再委託は処理の委託を転々と重ねることで処理責任の所在を不明確にし、不適正な処理を誘発するためである。しかし、これまでの災害発生時の対応に際して、次の課題が判明した。

ア 非常災害時には被災市町村の区域内の廃棄物処理業者が被災し、災害廃棄物の処理を委託できる廃棄物処理業者が当該区域内にいない場合がある。

イ 非常災害時において被災市町村が廃棄物処理業者に災害廃棄物の処理を委託する場合、当該区域内の廃棄物処理業者を取りまとめる民間団体（A）に委託し、当該団体から廃棄物処理業者に再委託することがこれまでの運用であったが、当該区域内で対応不可能なときは、当該区域外の廃棄物処理業者に委託を行う必要が生じる。この際、区域内の民間団体（A）は区域外の事業者の知見がないため、他の区域の取りまとめ民間団体（B）に再委託した上で、その民間団体に加盟する廃棄物処理業者（C）に再々委託することが効率的であるが、現行法において再々委託までは認められていないことから、円滑かつ迅速な災害廃棄物の処理に支障が生じる。

<必要となる規制緩和・廃止の内容>

- 市町村から非常災害廃棄物の収集、運搬又は処分の委託を受けた者（以下「受託者」という。）は、市町村が一般廃棄物の収集、運搬又は処分を市町村以外の者に委託する場合の政令で定める基準に従う場合に限り、当該非常災害廃棄物の収集、運搬又は処分を他人に委託することができる。当該受託者から非常災害廃棄物の収集、運搬又は処分の委託を受けた者が、一般廃棄物処理計画に従い、当該非常災害廃棄物の収集、運搬又は処分を他人に委託するときも、同様とする。

2 規制の妥当性（その他の手段との比較検証）

該当なし

3 効果（課題の解消・予防）の把握

【緩和・廃止】

- ・ 本改正により、非常災害廃棄物の他人への再々委託が可能となり、より円滑かつ迅速な災害廃棄物の処理体制を確保することができる。事後評価までに再々委託件数を把握する。

4 負担の把握

【緩和・廃止】

<規制緩和・廃止により顕在化する負担>

- ・ 再々委託を可能にしたとしても、従前どおり委託基準を満たす必要がある上、再々委託は委託・再委託と異なり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律において市町村が策定する一般廃棄物処理計画に従って行われることとしており、市町村は当該計画において再々委託先の候補となる廃棄物処理業者及びその民間団体をあらかじめ検討することとなる。
- ・ また、再委託、再々委託いずれにしても、基本的には災害廃棄物を処理する実施主体の数は変わらず、それらの実施主体に対して、契約の構造が変わるだけである。
- ・ したがって、不適正な廃棄物処理が増加し、健康や生活環境に係る被害が本改正によって増加することはないため、顕在化する負担は生じない。

<行政費用>

- ・ 特段発生しない。

<その他の負担>

- ・ 都道府県等において、事業者が再々委託の基準を遵守しているかを監視するための事務が発生する。違反が発覚した場合には警察への告発等が必要となる。

5 利害関係者からの意見聴取

【新設・拡充、緩和・廃止】

☒意見聴取した ☐意見聴取しなかった

（意見聴取しなかった理由）

- ☐具体の規制内容は下位法令に委任するため、意見聴取する中身がない
- ☐遵守費用が発生せず、意見聴取する理由がない
- ☐参加者の抽出又は参集が困難なため、別途、アンケート調査を行っている
- ☐他の府省で、別途、関連する意見聴取を行っており、それを参考になっている
- ☐その他
（具体の理由： ）

<主な意見内容と今後調整を要する論点>

- ・ 中央環境審議会循環社会部会廃棄物処理制度小委員会並びに令和7年度災害廃棄物対策推進検討会においては、廃棄物行政に関わる全国の市区町村等で組織する公益社団法人全国都市清掃会議が委員として参加し、規制緩和に対し、議論を行い、本規制緩和に関し、措置の必要性をご認識いただいた。

＜関連する会合の名称、開催日＞

- ・ 名称：令和 7 年度災害廃棄物対策推進検討会
- ・ 開催日：第 1 回（令和 7 年 6 月 3 日）、第 2 回（令和 7 年 10 月 20 日）、第 3 回（令和 7 年 12 月 15 日）
- ・ 名称：中央環境審議会循環社会部会廃棄物処理制度小委員会
- ・ 開催日：第 1 回（令和 7 年 2 月 18 日）、第 2 回（同年 3 月 7 日）、第 3 回（同年 4 月 8 日）、第 4 回（同年 4 月 25 日）、第 5 回（同年 5 月 23 日）、第 6 回（同年 6 月 24 日）、第 7 回（同年 10 月 8 日）、第 8 回（同年 12 月 19 日）、第 9 回（書面開催）（令和 8 年 3 月 12 日から 3 月 19 日まで）

＜関連する会合の議事録の公表＞

- ・ 環境省 HP において議事録を公開している。なお、同 HP において議事次第や資料についても公表しているほか、同委員会の様子はインターネットで配信した。

6 事後評価の実施時期

【新設・拡充、緩和・廃止】

＜見直し条項がある法令案＞

- ・ この法律の施行後 5 年を経過した場合に事後評価を実施することとする。

＜上記以外の法令案＞

- ・